

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p>0 . 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>0 - 5 災害時における金融に関する措置</p> </div> <p>0 - 5 - 1 （略） (1) （略）</p> <p>(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 （略） （略）</p> <p>(3) 手形交換、休日営業等に関する措置 民間金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>0 . 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>0 - 5 災害における金融に関する措置</p> </div> <p>0 - 5 - 1 <u>災害地に対する金融上の措置</u> （略） (1) （略）</p> <p>(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 （略） （略）</p> <p>(3) 手形交換、休日営業等に関する措置 民間金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。 <u>また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>0 - 5 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。 しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <p>(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、民間金融機関において、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、民間金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。</p> <p>(3) 休日、閉店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、民間金融機関において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</p>

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p>0 - 5 - 2 行政報告 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以 下 略)</p>	<p>(4) その他 警戒宣言が解除された場合には、民間金融機関において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。 発災後の民間金融機関の応急措置については、上記「0 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</p> <p>2 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <p>(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、民間金融機関において、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めるよう要請する。</p> <p>(2) 民間金融機関において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>0 - 5 - 3 行政報告 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以 下 略)</p>

事務ガイドラインの改正について（保険会社関係）

現 行	改 正
<p data-bbox="120 248 568 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0 - 2 災害時における金融に関する措置</p> <p data-bbox="103 341 248 392">0 - 2 - 1 本文（略）</p> <p data-bbox="103 1174 322 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0 - 2 - 2 行政報告 （略）</p>	<p data-bbox="1155 248 1603 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0 - 2 災害における金融に関する措置</p> <p data-bbox="1146 341 1561 392">0 - 2 - 1 <u>災害地に対する金融上の措置</u> 本文（略）</p> <p data-bbox="1146 421 2190 520">0 - 2 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</p> <p data-bbox="1146 523 2190 622">しかし、金融機関業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p data-bbox="1146 654 2190 705">1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について</p> <p data-bbox="1146 708 2190 1018"> (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社において、営業所等における営業を停止するよう要請する。 (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、保険会社において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。 (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険会社の円滑な遂行の確保を期すため、保険会社において、営業の開始又は再開は行わないよう要請する。 (4) その他 警戒宣言が解除された場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。 発災後の保険会社の応急措置については、上記「0 - 2 - 1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。 </p> <p data-bbox="1146 1043 2190 1142">2 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について 保険会社において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p data-bbox="1146 1174 1361 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0 - 2 - 3 行政報告 （略）</p>

（新 規）

事務ガイドラインの改正について（証券会社等関係）

現 行	改 正
<p>第1部 証券会社等の監督関係 1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 5 災害時における金融に関する措置</p> </div> <p>政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。</p> <p>なお、これらの措置を講じた場合には、遅滞なく金融監督庁に報告するものとする。</p> <p>預り証再発行等についての可能な限りの便宜措置 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置 その他、顧客への対応について十分配慮すること</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係 1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 5 災害における金融に関する措置</p> </div> <p>1 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置 政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。</p> <p>（削 除） 預り証再発行等についての可能な限りの便宜措置 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置 その他、顧客への対応について十分配慮すること</p> <p>1 - 5 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</p> <p>しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所等の窓口における営業を停止するよう要請する。 (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。 (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。 (4) その他 警戒宣言が解除された場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。 発災後の証券会社等の応急措置については、上記「1 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。 <p>2 当該強化地域外に営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について 証券会社等において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。</p> <p>1 - 5 - 3 行政報告 以上のような金融上の諸措置を採ったときは、遅滞なく監督部長に報告するものとする。</p>